

機関番号：32617

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20330003

研究課題名（和文） 紛争解決類型の比較史－前近代における社会的調整のありかた－

研究課題名（英文） Comparative Studies of the History of Dispute Resolution Patterns:
Ways of Social Arrangement in the Premodern World

研究代表者

北野 かほる (KITANO KAORU)

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：90153105

研究成果の概要（和文）：英・独・仏・日の前近代における紛争解決類型について、事例を分析するなかから、共通の特徴と認められるものを析出するとともに、それぞれの要素の各地域別の比重の違いについて検討した。その結果、前近代の紛争解決を考察する際には、国家に一元化された裁判を原則とする近代のモデルは適切ではないこと、前近代特有のさまざまな論点に留意して考察すべきであることが確認された。

研究成果の概要（英文）：Our comparative study of the dispute resolution in premodern England, Germany, France and Japan, analysing many cases and diducting the common factors, indicates that the ‘modern model’ of dispute resolution, which is based on the national jurisdiction covering all the land and people of the state and make it the general and principal system of dispute resolution, is not fit for the premodern world. It is necessary to leave the presupposition of the ‘modern model’ and recalculate the factors peculiarly inherent in the premodern society.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	2,000,000	600,000	2,600,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	4,300,000	1,290,000	5,590,000

研究分野：法制史

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：紛争解決 裁判 仲裁 和解（和与） 手続

1. 研究開始当初の背景

前近代の社会における紛争とその解決について、これを近代的観点すなわち、国家権力によって一元化された「裁判」を原則、それ以外を例外とする観点から捉えて良いのかという疑問を共有する法史学・歴史学研究者が、前近代社会に適合した紛争解決分析の視点を確立することの必要性を認識したうえで、主たる研究対象地域の別を越えて意見を交換し、情報を共有するために共同研究を

することとした。対象とする時代は当面中世・対象とする地域は当面イギリス・ドイツ・フランス・日本とした。

2. 研究の目的

①前近代の社会の構造的特質（身分制の存在・政治と司法の未分化・統治の中央化の程度の低さ・社会的資源の乏しさおよび交通事情の悪さ）に適合的だった紛争解決のありかたを考察すること。②そのうえで、複数並存したと思われる紛争解決類型のなかから、な

ぜ「裁判」が優越的位置づけにある紛争解決類型として特化したのかを探る手がかりを得ること。

3. 研究の方法

司法の制度化の法令ではなく、紛争解決の実例を示す史料（裁判・仲裁・調停・和解等）を収集し、これを分析するなかから、紛争解決類型のパターンと、それらが適合する社会的条件を考察する。

4. 研究成果

主要な成果はつぎの三点に集約できる。他に認められた新たな発見は(4)に呈示する。

- (1) 紛争解決の機構の内部で稼働する手続と基準（紛争解決のソフトウェア）および、紛争解決の環境としての解決機構（紛争解決のハードウェア）の関連性。前近代においては、複数のハードウェアが並存し、かつ、それらの間に序列を認めにくいという共通した現象が認められる。すなわち、紛争解決類型の序列において「裁判」が特化的に優位にある状況にはない。このこととの関連で、ソフトウェアとハードウェアの間に排他的な結びつきを認めることが難しく、あるハードウェア内で発達したソフトウェアが、他のハードウェアにも準用または流用される傾向がある。しかしながら、すべてのハードウェアで一律にはたらく一元的ソフトウェアすなわち単一の「法（体系）」への収斂を認めにくいこともまた、共通した特徴である。
- (2) ハードウェアが「裁判」に一元化される以前の近代社会で複数並存する解決機構のそれぞれの内部で稼働する手続。前近代においても、時間とともに、当事者間交渉と、機構の手続が分離して捉えられる傾向が強まることが確認できる。しかし、機構内手続の規制力は比較的弱く、往々にして、解決不能の結果を回避するため、機構内手続の担当者が、積極的に、機構外での当事者間交渉を促す現象が認められる。
- (3) 狭義の法に収斂しきらない、紛争の環境の、紛争解決基準としての類型化。たとえば、当事者および解決関係者の社会的立場づけ（身分的脈絡 and/or 政治的脈絡）など。身分制が特徴である前近代においては、いわば当然のことだが、すべての国民が一律に服する法の範囲は狭い。当事者の身分状況と、解決担当者の身分状況が制度的に固定されている場合、三者が同一である場合には、むしろ裁判が回避され、解決基準もケースバイケースである傾向もある。三者の社会的身分

- が高いほど、解決は、法的というよりもむしろ政治的色彩の強いものとなる。しかしそれでも、一定程度まで、紛争の環境が後の紛争解決の基準となる（先例）傾向は認められる。当事者の身分が同一で、解決者の身分がそれより上に設定される場合は、解決基準が水準化する可能性はあるが、これが予め「法」として設定される場合の紛争解決が、紛争解決全体に占める比率はかなり低い。法への服属が、解決者と紛争当事者の諸種の社会的関係に応じて細分される結果と考えられる。なお、当事者の身分が法的に同一でない場合は、紛争の解決が往々にして「支配」に吸収されるが、この身分の差異が実質上社会的に解消される結果、当事者が身分的に同一である場合に準じた紛争解決類型が妥当することはある。これとは逆に、紛争解決（ないし回避）経験のなかから、紛争の環境に応じた解決基準が結晶化してくることがある。ただし、これが「法」になったと言えるかどうかの判定は、大幅に残存史料に規定されるため、紛争当事者の社会的身分が低いほど、把握が困難になる。さらに、為政者の紛争解決担当者としての姿勢も、紛争系結基準の類型化に影響する。為政者が積極的に紛争解決担当者となることを志向する場合は、紛争解決の環境にかかわらず妥当する紛争解決基準を呈示するか、あるいは、紛争当事者となりうる位置づけの者の要求によって、紛争解決環境の制度化あるいは紛争解決基準そのものの制度化を試みる傾向があるが、これを「立法史」的に跡づけるのとは別に、「司法史」（裁判に限定されない紛争解決類型史）的に跡づけるためには、丹念な史料発掘と分析が必要である。為政者が紛争解決担当者となることに積極的にないか、これを志向できるだけの政治的な実力を持たない場合、さらには、紛争解決環境に応じた適切な紛争解決担当者が見あたらない場合、紛争解決の実質は当事者に掌握され、「当局」は、紛争解決に対してはいわば事後的に、あるいは中間手続的に介入するかたちで、紛争解決に対する証明の機能のみを期待されるに留まることがある。
- (4) 以下には、上記に含まれない成果のうち、研究の出発時点では十分に認識されていなかった、新たな発見を記す。
 - ・前近代において、刑事紛争の解決と民事紛争の解決を峻別することは必ずしも容易

でないことを確認した。

- ・前近代において、紛争を純粹に法的に捉えることが困難で、とりわけ解決に、紛争の環境としての政治社会が与える影響は、おそらく近代よりも大きかったこと、場合によっては法的紛争解決において織り込まれる要素になっていたことを確認した。
- ・史料上紛争解決例と見えるもののなかに、実際には紛争がないにもかかわらず、将来の紛争を回避するために、敢えて紛争と解決の外観を装うものがあること、したがって、紛争の解決には紛争の回避も含めて考察する必要があることを確認した。ただし、紛争の解決と紛争の回避を史料上截然と見分ける要素は見あたらず、紛争解決が「外装」であることは、周辺状況の分析の中から探り出す必要があることも認識された。
- ・前近代の紛争解決分析のための素材は大幅に文書史料になるが、それらは当時の紛争解決過程において、決して同一の位置づけであったわけではないことが、比較によって鮮明になった。このため、文書を、単なる情報源として扱うのではなく、史料論として正面から取り上げ、紛争解決過程における文書作成・行使の意味と、時代地域ごとのその差異を意識する、紛争解決における文書と文書以外の行為の機能を見る観点が必要であることが認識された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 12 件)

- ①北野かほる 「第八章 「裁判」と「裁判外」のあいだ—中世イギリスの紛争解決—」『調停の近代』(勁草書房 2011) pp. 335-417
- ②北野かほる 「第 2 章 仲裁と裁判のあいだ—仲裁適合的紛争類型試論—」『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』(創文社 2011) pp. 36-81
- ③北野かほる 「サザックの強奪—「既判力」以前の世界—」『立命館法学』2010 年第 5・6 号 (立命館大学 2011) pp. 444-480
- ④佐藤猛 「一五・一六世紀フランスにおけるいくつもの高等法院—「地方高等法院体制」をめぐる予備的考察—」『秋大史学』56 (秋田大学 2010) pp. 1-29
- ⑤西村安博 「鎌倉幕府の裁判における問状・召文に関する覚え書き」『同志社法学』60-7 (同志社大学 2009) pp. 965-1048
- ⑥アルブレヒト・コルデス (田口正樹訳) 「リュベックにおける皇帝法・・ 理論的拒絶と実践的継受・・」『北大法学論集』60-3 (北海道大学 2009) pp. 1-29
- ⑦ベルント・カノフスキ (田口正樹訳) 「法のクレ

オールとしてのブーフの注釈?」『北大法学論集』60-3 (北海道大学 2009) pp. 31-59

⑧北野かほる 「中世後期イングランドにおける仲裁の位置」『法が生まれるとき』(創文社 2008) pp. 95-127

⑨北野かほる 「聖俗筆頭貴族間の紛争と王—15 世紀初頭イングランドの場合—」『西洋史研究』新輯 37 (東北大学 2008) pp. 184-198

⑩若曾根健治 「ウアフューデ制度形成の諸段階—中世後期南ドイツの都市を中心に—」『熊本法学』114 (熊本大学 2008) pp. 1-75

⑪田口正樹 「中世後期の神聖ローマ帝国 (ドイツ) における諸侯間紛争と王権」『西洋史研究』新輯 37 (東北大学 2008) pp. 210-221

⑫佐藤猛 「中世後期におけるフランス同輩と紛争解決」『西洋史研究』新輯 37 (東北大学 2008) pp. 199-209

[学会発表] (計 3 件)

①北野かほる 「コモン・ロー史/コモン・ロー裁判制度史のふたつの史料」(西洋中世史料論研究会・2010/9/14・九州大学)

②佐藤猛 「15・16世紀フランスにおけるいくつもの最高裁判所・絶対主義国家の中央と地方」(秋田大学史学会大会・2009/10/10)

③佐藤猛 「1477年ディジョン高等法院の成立—いくつもの高等法院と“絶対”王政—」(フランス史研究会・2008/12/13・お茶の水大学)

[図書] (計 3 件)

①ラルフ・グリフィス (編) 北野かほる (監訳) 『オックスフォード ブリテン諸島の歴史 5

14・15 世紀』(慶應義塾大学出版会 2009) 601 頁

②若曾根健治 『ウアフューデの研究—ドイツ刑事法史考—』(多賀出版 2009) 443 頁

③村上一博・西村安博 (編) 『史料で読む 日本法史』(法律文化社 2009) 313 頁

[参考] 浅古・伊藤・植田・神保編 『日本法制史』

(生林書院 2010) 479 頁 (西村安博が計 23 頁を寄稿)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北野 かほる (KITANO KAORU)

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：90153105

(2) 研究分担者

若曾根 健治 (WAKASONE KENJI)

熊本大学・法学部・教授

研究者番号：40039970

(2008 年度)

田口 正樹 (TAGUCHI MASAKI)
北海道大学・法学研究科・教授
研究者番号：20206931
(2009 年度～2010 年度)

西村 安博 (NISHIMURA YASUHIRO)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：90274414

佐藤 猛 (SATO TAKESHI)
秋田大学・教育文化学部・講師
研究者番号：30512769